



# 鳥取県公報

平成16年11月1日(月)  
号外第168号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- 告 示 化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正(843)(県民生活課)..... 1
- 漁船損害等補償法による漁船保険契約に係る加入区の指定の変更(844)(水産課)..... 2

## 告 示

### 鳥取県告示第843号

平成2年鳥取県告示第455号(化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年11月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1及び2 略	1及び2 略
3 略	<p>3 岩美郡国府町の区域のうち 大字奥谷、稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下、大字宮ノ下及び大字町屋字向土居</p> <p>4 略</p> <p>5 岩美郡福部村の区域のうち 大字湯山字高浜、字池淵、字赤坂、字大嶋、字二ツ山及び字狐山、大字海土字高浜、大字細川字高浜及び湊並びに大字岩戸</p> <p>6 気高郡気高町の区域のうち 大字浜村、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大字勝見、大字宝木及び大字酒津</p> <p>7 気高郡鹿野町の区域のうち、大字鹿野及び大字今市</p> <p>8 気高郡青谷町の区域のうち 大字青谷字遠崎、字灘町、字流町、字八軒屋、字大工町、字御蔵町、字中町、字空浜、字西浜、字北浜、字新屋敷、字東町、字前川、</p>

<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>	<p>字背戸田、字次郎丸、字土手廻り、字江川、字東湯田、                  字西湯田、字二反草、字中縄手、字屋敷田、字橋詰、                  字瀬崎、字向瀬崎、字冬渡、字村内、字下寺地、字中                  畦、字露谷尻、字鷹縄手、字イタラズ及び字大茨</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p>
---	---

**鳥取県告示第844号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による加入区の指定を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により告示する。

平成16年11月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	区域	加入区の名称	区域
略		略	
鳥取中央加入区	鳥取市一円	福部加入区	岩美郡福部村一円
略		鳥取中央加入区	鳥取市並びに気高郡気高町及び青谷町の区域
略		略	